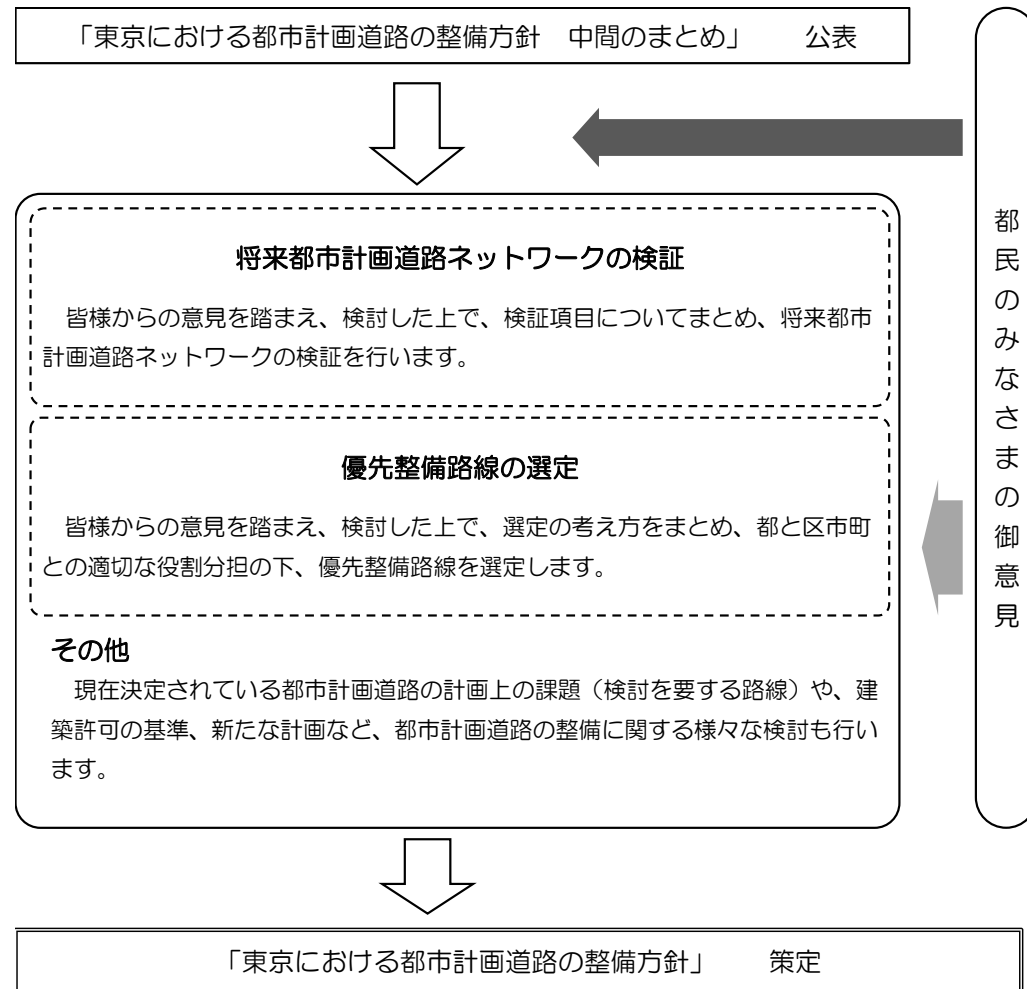


東京都と特別区及び26市2町の代表で構成される「策定検討会議」や区市町運営による「特別区検討会」及び「市町検討会」、学識経験者で構成する「専門アドバイザー委員会」などの会議を通じて、引き続き検討を進めます。中間のまとめに関する皆様からの御意見などを踏まえ、「東京における都市計画道路の整備方針」を策定してまいります。



東京における都市計画道路の整備方針

(第四次事業化計画)

中間のまとめ

〈概要版〉

都市計画道路は、成熟した首都東京の魅力づくりと国際競争力の強化、また防災性の向上の観点から、極めて重要な基盤施設です。都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町はおおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を過去3回にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。

現行の「区部における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」（平成16年度から27年度まで）及び「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」（平成18年度から27年度まで）は、目標年次を平成27年度としており、より効率的な道路整備を進めるため、区部と多摩地域を統合した東京全体の第四次事業化計画を策定することとし、東京都と特別区及び26市2町は協働で調査検討を進めてきました。

首都東京の再生と更なる発展を加速させ「世界一の都市・東京」を実現していくため、このたび、東京の都市計画道路が果たすべき役割や整備の基本的な方向性を示した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画） 中間のまとめ」を取りまとめました。

この中間のまとめに関する御意見を踏まえ、今後更に検討を進め、平成27年度末に「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を策定する予定です。

「中間のまとめ」への御意見・御提案をお寄せください。

- お寄せいただいた御意見は、整備方針策定のための参考とさせていただきます。いただいた御意見の主旨は、ホームページなどで公表させていただく場合がありますが、御意見の原文は公表いたしません。また、個人を特定した誹謗、中傷となる内容と判断される意見については公表いたしません。
- 締め切りは、平成27年6月30日（火曜日）です。
- 詳しくは、東京都HP (<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kiban/tokyo/index.html>) をご覧ください。

〔送り先〕

- 郵送 〒163-8001 東京都庁 東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 宛
- FAX 03-5388-1354
- メール S0000179@section.metro.tokyo.jp

〔お問い合わせ先〕

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 TEL 03-5388-3379
または、特別区及び26市2町の都市計画道路担当

平成27年5月

東京都・特別区・26市2町

第1章 東京の新しい道路づくりに向けて

1 道路整備を取り巻く社会状況と都市計画道路の現状と課題

東京の道路整備を取り巻く社会状況

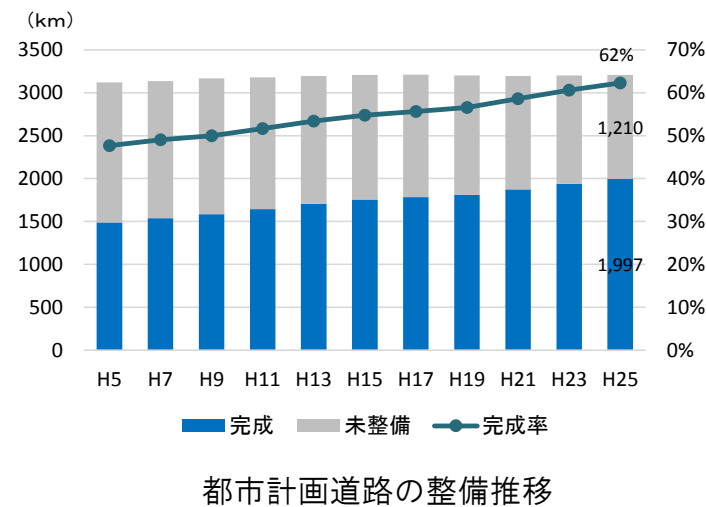
東京では、人口が減少に転じても、引き続き活発な都市活動を維持していくため、人口や都市活動の動向に対応した都市づくりが重要です。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓などを基に、大規模地震や集中豪雨による土砂災害などへの備えとして、災害に強い社会基盤の整備が求められています。

さらに激化する国際競争を勝ち抜き、環境に配慮した、世界一便利で快適な都市を築いていくため、交通渋滞の緩和や歩行者、自転車に配慮した道路空間を創出するなど、様々な交通政策を実施していく必要があります。

都市計画道路の現状

東京都内には、現在、延長約3,207kmの都市計画道路が計画決定されていますが、これまでの事業化計画に基づく計画的な事業の推進により、平成25年度末現在、完成率は約62%です。



2 道路整備の「基本理念」と「基本目標」

東京が目指すべき将来像

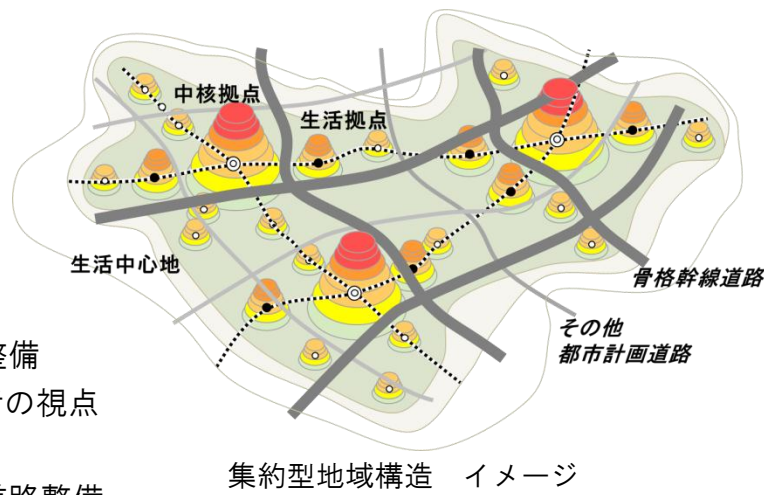
- 環状メガロポリス構造の実現
- 集約型の地域構造への再編
- 安全・安心な都市の実現

道路整備の「基本理念」

- ①東京の目指す都市づくりに資する道路整備
- ②都民のニーズに対応した利用者・生活者の視点からの道路整備
- ③選択と集中による重点的かつ効率的な道路整備

道路整備の「基本目標」

- 基本目標1 「活 力」
～都市活力の強化～
- 基本目標2 「防 災」
～都市防災の強化～
- 基本目標3 「暮らし」
～安全で快適な都市空間の創出～
- 基本目標4 「環 境」
～都市環境の向上～



第2章 東京の今後の道路整備に向けた考え方

東京における都市計画道路の整備方針では、都内にある未着手の都市計画道路を対象に、将来都市計画道路ネットワークの検証（必要性の検証）を実施し、検証により必要性が確認された都市計画道路を対象として、都と区市町の適切な役割分担の下、今後10年間（平成28年度から平成37年度まで）で優先的に整備すべき路線（優先整備路線）を選定します。

都市計画道路の果たす役割や機能を考慮し、今後も必要な都市計画道路とはどのようなものか検討し、将来都市計画道路ネットワークの検証に用いる15の検証項目を考えました。また、目指すべき将来像の実現や道路整備の課題解決に向け、重要性、緊急性に鑑み、今後10年間の整備の主な方向性を示します。

なお、優先整備路線の選定にあたっては、事業の継続性や実現性、事業費などを踏まえ、総合的に判断していきます。

